

応募について

Q1. 応募資格について教えてください。

A1. 育児・介護に関わる本学に在籍する教員（特任を含む）です。1つの家族から応募できるのは1件のみです。

Q2. 男性教員の応募資格は異なりますか？

A2. 原則として配偶者（妻）が就業していることが条件となります。支援員配置雇用申請書「現在の育児又は介護状況」の項目に配偶者の就業状況について記載してください。詳しくは男女共同参画推進室（内線：3599）までご相談ください。

Q3. 応募申請に必要な書類は何ですか？

A3. 滋賀医科大学研究者のための支援員配置雇用申請書（様式B-1）が必要です。適任者を支援員として推薦される場合、被推薦者の履歴書を併せて提出願います。様式B-1は、男女共同参画推進室ホームページより、ダウンロードできます。詳しくは募集要項をご覧ください。

Q4. 家族を看護することになりました。短期の支援員を依頼できますか？

A4. 「研究者のための支援員短期配置」制度の利用が可能です。ご希望の方は、男女共同参画推進室（内線：3599）までご相談ください。

Q5. 前期の支援員配置事業に採択されましたが、後期の事業にも申請することができますか？

A5. 募集要項の申請対象者に該当するのであれば、申請することができます。

支援員について

Q6. どのような人が支援員になるのですか？

A6. 本学の学部学生が研究支援員候補となり、応募した教員との面接を経て決定します。本制度は、学部学生が教員の補助を行いながら学び、将来の研究活動へのステップとすることも目的の1つとしています。

Q7. 申請者が、支援員を推薦することができますか？

A7. 適任者を推薦することができます。その場合、研究支援員「被推薦者（学生）」申請書（様式B-3）及び履歴書を雇用申請書と併せて提出してください。

Q8. 大学院生は支援員になれますか？

A8. 本制度の目的からも、大学院生は支援員になれません。

Q9. 支援員候補となる学生をどのようにして見つけるのですか？

A9. 支援員候補として希望する学生を申請してください。もし、心当たりの学生がない場合は、男女共同参画推進室が「三方よし人材バンク」に登録している本学学生より推薦、または学生課から学生に募集し、支援員を決めます。

Q10. 支援員にはどこから給料が支払われるのですか？

A10. 支援員は大学に雇用され、派遣されますので、滋賀医科大学非常勤職員（時間給雇用職員）就業規則に基づいて、「男女共同参画研究者支援員」の経費から支給されます。

Q11. 支援員の雇用管理などは、研究者側の講座等でののでしょうか？

A11. 支援員の採用・雇用等の管理は、すべて男女共同参画推進室で行います。

Q12. 支援員が病気で就業することができなくなりました。

A12. 男女共同参画推進室が、人材バンク等より、代替員を採用し継続して支援員を配置いたします。

支援員の配置時間数について

Q13. 採択期間中に支援員の配置時間数を増やすことはできますか？

A13. 支援員の配置時間は、本事業の年間予算に基づき、採択者数及び採択者の状況等を考慮して決定しております。したがって、採択期間の途中においての支援員の配置時間数を増やすことはできません。

Q14. 支援員を複数人採用することはできますか？

A14. 支援員を複数人採用することはできますが、採択時に割り当てられた月当たりの配置時間数内で各支援員の就業時間を決定することになります。

支援員の勤務内容について

Q15. 支援員の勤務場所に制限はありますか？

A15. 本制度は、育児・介護に携わる研究者が家庭での時間を確保できるように研究支援を行うものですので、支援員の勤務場所は大学内になります。フィールドワークや自宅内勤務は認められません。

Q16. 支援員に依頼できる仕事の内容に制限はありますか？

A16. 教員の研究継続を支援する制度ですので、実験、データ解析、文献検索等の研究支援業務に限定されます。部屋の片付け・掃除、電話連絡などの業務は対象外です。詳しくは男女共同参画推進室（内線：3599）までご相談ください。

Q17. 支援員に臨床データの入力や解析を依頼してもよいのですか？

A17. 支援員は、採用・退職時に「個人情報保護」に関する規程を含む諸規則、諸規程等を遵守する誓約書を提出することとなっておりますので可能です。

Q18. 動物実験の補助は依頼できますか？

A18. 本学動物実験規程に基づき、動物実験資格認定のための教育訓練が必要になりますので、研究者の責任において講習会を受講させてください。なお、受講費用は、研究者のご負担となります。詳細は動物生命科学研究センター（内線：2332）にご相談ください。

Q19. 支援員に実験実習支援センターでの実験補助を依頼できますか？

A19. 依頼できますが、その場合、実験実習支援センター機器部門の利用講習会を受講した上で、利用登録をする必要があります。また、機器使用に係る利用者負担金は、研究者の講座負担（半期振り替え）となりますので、ご注意ください。詳しくは、実験実習支援センター（内線：2300）にご相談ください。

Q20. ヒト血液を用いた実験の補助を依頼できますか？

A20. 原則として、支援員は学部学生であるため、ヒト血液に暴露するおそれのある実験には参加出来ませんが、臨床検査技師等の資格を持つ支援員の採用を希望し、ヒト血液を取り扱う実験補助を依頼する場合は、男女共同参画推進室（内線：3599）までご相談ください。

Q21. 支援員を採用していただきましたが、研究の進行が遅れており、支援業務がありません。

A21. 速やかに男女共同参画推進室（内線：3599）にお知らせ願います。

Q22. 採用期間の終了に関して、何か提出書類はありますか？

A22. 本事業の運営継続及び支援方法の改善等の参考のために、研究者には支援員配置終了報告書（様式 B-2）を、支援員には業務内容等に関するアンケート（様式 B-3）を男女共同参画推進室まで提出していただきます。

その他

Q23. 採択されない場合はありますか？

A23. 可能な限り、全件採択したいと考えていますが、申請内容によっては対象外となる場合や、予算の関係上支援員配置時間数等を制限させていただく場合があります。